

# 郵便局の空き家みまもり利用規約

(2024年9月27日)

日本郵便株式会社(以下「弊社」といいます。)は、弊社の提供する「郵便局の空き家みまもり」の利用規約(以下「本規約」といいます。)を、以下のとおり定めます。

## 第1条 (定義)

本規約において用いる用語の意味は、以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、弊社の提供する「郵便局の空き家みまもり」(以下「基本サービス」といいます。)および基本サービスに付随する次に掲げるオプションサービス(以下「オプションサービス」といいます。)を意味します。
  - ア 臨時見回りサービス
  - イ 通風・通水サービス
  - ウ 郵便受箱投函物送付サービス
  - エ 巡回看板設置サービス
  - オ 管理サポートオプション
- (2) 「付帯サービス」とは、基本サービスの提供時に郵便局社員等が対応可能な範囲で提供するサービスを意味します。
- (3) 「みまもり物件」とは、所在地が日本国内であって弊社による本サービスの提供が可能な地域内であり、かつ、本サービスの利用期間中において居住者がいない建物で、次号で定義する申込者が本サービスの利用を申し込む際に指定した建物を意味します。
- (4) 「申込者」とは、みまもり物件を自ら所有する者、またはみまもり物件を所有する者から委任を受けた者で、本サービスの利用に関する契約締結の申込みを行う者を意味します。

なお、申込者は、本契約(第10条第1項で定義します。以下同じとします。)の申込時点および成立時点において、日本国内に居住している者または日本法に基づき設立された法人(国、地方公共団体、公法人を含み、これらの法人がみまもり物件を所有している場合)に限ります。以下同じとします。)でなければならないものとします。本契約の成立後、申込者は、本規約の適用上、次号で定義する契約者として取り扱われます。
- (5) 「契約者」とは、弊社との間で本サービスの利用に関する契約を締結する者を意味します。
- (6) 「郵便局社員等」とは、弊社の役職員または弊社が委託する者もしくはその役職員等を意味します。

## 第2条 (本サービス)

1. 本サービスは、郵便局社員等が、次条から第9条に定める事項を契約者に提供することを内容とするサービスです。

2. 郵便局社員等は、本サービスの提供のため、弊社が決定した日時(弊社が特に認める場合を除き、平日(行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除きます。)の午前9時から午後5時の間とします。)に、みまもり物件を訪問します。
3. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、自己の費用と責任により、使用するメールアドレスその他の本サービスの利用環境を用意し、かつ、本サービスを適切に利用可能な状態(通信環境の確保等を含みます。)に維持するものとします。弊社は、契約者が使用するメールアドレス等を用意できないこともしくはその故障・損傷等、または通信環境の状態等を原因として本サービスの全部または一部が利用できないこと等について、一切の責任を負わないものとします。
4. 本サービスを提供する郵便局社員等は弊社が指定するものとし、契約者が郵便局社員等を指定することはできません。
5. 本サービスの提供にあたり、郵便局社員等はみまもり物件の敷地内に自動車等を駐車することができるものとします。
6. 本サービスにおける使用言語は日本語とし、弊社は、日本語を使用して本サービスの提供を行います。また、契約者は、本規約に定める手続その他の事項を日本語により行うものとします。
7. 本サービスは、みまもり物件の診断や保全、管理を目的としたものではなく、また、犯罪対策や防災対策を目的とするものではありません。
8. 弊社は、本契約に基づき、本契約の有効期間中および本契約の終了後、契約者に対し、本サービス以外の作業、管理、報告、処分その他何らの役務等も提供する義務を負いません。
9. 弊社は、本サービスの内容の見直し(新規サービスの追加および既存サービスの変更・終了を含みます。)をすることができるものとします。

### 第3条 (基本サービス)

1. 基本サービスは、郵便局社員等が、弊社に届け出られている所在地にあるみまもり物件を毎月1回訪問し、郵便局社員等があらかじめ定める事項を確認し、その確認結果およびその他の事項(以下「報告事項」といいます。)を弊社所定の方法により契約者に提供することを内容とするサービスです。同一住所に物件が複数ある場合は、対象となるみまもり物件を1棟指定します。  
なお、詳細は次項から第8項および別紙1「郵便局の空き家みまもりの概要」(以下、単に「別紙1」といいます。)の「<基本サービス>郵便局の空き家みまもり」に規定するとおりです。
2. 郵便局社員等は、別紙1「<基本サービス>郵便局の空き家みまもり」の「報告内容」に定める確認項目に従い、みまもり物件の外回りの状況確認を行います。ただし、郵便局社員等による確認は、当該郵便局社員等が確認できる範囲内のものとします。
3. 弊社は、契約者に対してみまもり物件の確認結果とみまもり物件を撮影した写真を報告事項として弊社所定の方法で提供します。

4. 前項の提供に加え、弊社は、契約者に対し、郵便局社員等が第2項の確認の際に視認した状況、郵便局社員等が当該確認に際して得た感想その他弊社が適当と認める事項を報告事項として提供する場合があります。
5. 第2項の規定により郵便局社員等がみまもり物件の確認を行おうとしたにもかかわらず、天災地変等のやむを得ない理由により、当該確認の実施が困難であると判断した場合には、弊社は、前二項に定める報告事項を契約者に提供する義務を負いません。  
この場合において、契約者は、弊社に対し、第13条に定める基本サービスの利用料を支払う義務を免れるものとします。
6. 弊社は、契約者に報告事項が提供されなかった場合でも、それが弊社の責めによる場合を除き、契約者に対して報告事項の再提供を行う義務を負いません。
7. 第2項の規定により郵便局社員等がみまもり物件の確認を行おうとした際、当該郵便局社員等の安全を確保する観点から当該確認の中断を余儀なくされた場合、その状況の報告をもって当月の基本サービスは提供されたものとします。この場合において、契約者は、弊社に対し、第13条に定める基本サービスの利用料を支払う義務を免れないものとします。
8. 契約者は、以下の事項を確認し、基本サービスを通じたみまもり物件の状況の確認・把握には限界があることを確認するものとします。
  - (1) みまもり物件の確認内容は、郵便局社員等が認識した事実および情報や、判断過程における郵便局社員等の主観の混入から、確認内容の全部または一部が事実と合致していない可能性があること。
  - (2) 報告事項は、郵便局社員等による定期的な確認の実施を踏まえて契約者に提供されるにすぎず、当該報告事項に係る定期的な確認後のみまもり物件の状況を反映したものではないこと。

#### 第4条（臨時見回りサービス）

1. 「臨時見回りサービス」は、基本サービスの契約者が利用できるサービスです。
2. 「臨時見回りサービス」は、契約者から要請を受けた翌営業日から起算して、原則、3営業日以内（営業日とは、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日以外の日をいいます。）に弊社に届け出られている所在地にあるみまもり物件を訪問し、郵便局社員等があらかじめ定める事項を確認し、報告事項を弊社所定の方法により契約者に提供することを内容とするサービスです。  
なお、詳細は次項から第9項および別紙1「＜オプションサービス＞臨時見回りサービス」に規定するとおりです。
3. 郵便局社員等は、別紙1「＜オプションサービス＞臨時見回りサービス」の「報告内容」に定める確認項目に従い、みまもり物件の状況確認を行います。ただし、郵便局社員等による確認等は、当該郵便局社員等が確認できる範囲内のものとします。
4. 弊社は、契約者に対してみまもり物件の確認結果とみまもり物件を撮影した写真を報告事項として弊社所定の方法で提供します。

5. 前項の提供に加え、弊社は、契約者に対し、郵便局社員等が前項の確認の際に視認した状況、郵便局社員等が確認に際して得た感想その他弊社が適当と認める事項を報告事項として提供する場合があります。
6. 第2項の規定により郵便局社員等がみまもり物件の確認を行おうとしたにもかかわらず、天災地変等のやむを得ない理由により、当該確認の実施が困難であると判断した場合には、弊社は、前二項に定める報告事項を契約者に提供する義務を負いません。この場合において、契約者は、弊社に対し、第13条に定める臨時見回りサービスの利用料を支払う義務を免れるものとします。
7. 弊社は、契約者に報告事項が提供されなかった場合でも、それが弊社の責めによる場合を除き、契約者に対して報告事項の再提供を行う義務を負いません。
8. 第2項の規定により郵便局社員等がみまもり物件の確認を行おうとした際、当該郵便局社員等の安全を確保する観点から当該確認の中断を余儀なくされた場合、その状況の報告をもって「臨時見回りサービス」は提供されたものとします。この場合において、契約者は、弊社に対し、第13条に定める「臨時見回りサービス」の利用料を支払う義務を免れないものとします。
9. 契約者は、以下の事項を確認し、「臨時見回りサービス」を通じたみまもり物件の状況の確認・把握には限界があることを確認するものとします。
  - (1) みまもり物件の確認内容は、郵便局社員等が認識した事実および情報や、判断過程における郵便局社員等の主観の混入から、確認内容の全部または一部が事実と合致していない可能性があること。
  - (2) 報告事項は、郵便局社員等による定期的な確認の実施を踏まえて契約者に提供されるにすぎず、当該報告事項に係る定期的な確認後のみまもり物件の状況を反映したものではないこと。

#### 第5条（通風・通水サービス）

1. 「通風・通水サービス」は、基本サービスの契約者のうち、「通風・通水サービス」を申し込み、契約が成立した者が利用できるサービスです。
2. 「通風・通水サービス」は、基本サービスの訪問時に、事前に契約者からお預かりしたみまもり物件の鍵を使用して家屋内に立ち入り、窓を開けて通風し、水道の蛇口を開けて通水を行い、併せて、郵便受箱の投函物を家屋内（玄関等）に移動するサービスです。  
なお、詳細は次項から第7項および別紙1「＜オプションサービス＞通風・通水サービス」に規定するとおりです。
3. 「通風・通水サービス」の利用にあたっては、事前にみまもり物件の鍵をお預かりする必要があります。お預かりしたみまもり物件の鍵は弊社所定の方法により管理するものとします。
4. 「通風・通水サービス」の利用にあたっては、契約者はサービス開始前にみまもり物件の室内から、金銭や換金性の高い貴重品等を回収するものとします。
5. 「通風・通水サービス」の利用にあたっては、原則、契約者立会いの上、現況確認を行います。契約者の事情により立会いが困難な場合は、現況確認を実施する郵便局と電話で連絡し、通風のために開閉する窓や通水する水道の箇所を確認します。

なお、契約者が現況確認を行うために要する交通費、宿泊費その他の費用は契約者の負担となります。

6. 契約者が第2項に規定する郵便受箱の投函物の家屋内(玄関等)への移動を希望する場合は、以下の各号に定める事項に同意し、対応等するものとします。
  - (1) 郵便受箱自体に鍵があり、投函物の取出しに当該鍵が必要な場合は、事前に契約者は当該鍵を解錠した状態にしておくこと。なお、契約者が鍵の解錠を行うために要する費用は契約者の負担となること。
  - (2) 前号に規定する解錠により発生した投函物の盗取・紛失等の損害については、弊社は本規約に別に規定する場合を除き、一切の責任を負わないこと。
7. 「通風・通水サービス」の利用に関連して発生したみまもり物件内の設備・物品等の破損・紛失等の損害については、弊社は本規約に別に規定する場合を除き、一切の責任を負いません。

#### 第6条 (郵便受箱投函物送付サービス)

1. 「郵便受箱投函物送付サービス」は、基本サービスの契約者のうち、「郵便受箱投函物送付サービス」を申し込み、契約が成立した者が利用できるサービスです。
2. 「郵便受箱投函物送付サービス」は、基本サービスの訪問時に、郵便受箱の投函物を回収し、契約者の住所に送付するサービスです。

なお、詳細は次項および第4項ならびに別紙1「<オプションサービス>郵便受箱投函物送付サービス」に規定するとおりです。
3. 「郵便受箱投函物送付サービス」の利用にあたって、契約者は自身が以下の各号に定める対応を行うことに同意し、対応するものとします。
  - (1) 郵便受箱自体に鍵があり、投函物の回収に当該鍵が必要な場合は、事前に契約者は当該鍵を解錠した状態にしておくこと。なお、契約者が鍵の解錠を行うために要する費用は契約者の負担となること。
  - (2) 事前に契約者から郵便局その他契約者が把握するみまもり物件宛てに配達を行う可能性がある者に対して、みまもり物件に居住者がいない旨の申出を行い、郵便その他の投函物の配達が行われないように手続を行うこと。
  - (3) 弊社から送付した投函物に契約者以外の者を宛先とする投函物があった場合は、契約者自身で当該契約者以外の者に責任をもって送付・交付を行うこと。また、必要に応じて投函した事業者宛に宛所不在で受け取れない旨を伝えること。
  - (4) 契約者以外の者を宛先とする投函物を、弊社が契約者に送付することおよび契約者の裁量で当該投函物を開封・処分等してもかまわないことにつき、当該契約者以外の者全員から同意を取ること。
4. 「郵便受箱投函物送付サービス」の利用に関連して発生した投函物の盗取・紛失等の損害については、弊社は本規約に別に規定する場合を除き、一切の責任を負いません。

#### 第7条 (巡回看板設置サービス)

1. 「巡回看板設置サービス」は、基本サービスの契約者のうち、「巡回看板設置サービス」を申し込み、契約が成立した者が利用できるサービスです。
2. 「巡回看板設置サービス」は、前項による契約成立後、初回の基本サービスの訪問時に、みまもり物件に弊社所定の看板を設置するサービスです。
3. 看板は、みまもり物件の門扉、玄関ドアその他状況に応じて弊社が適切と判断した場所に設置するものとします。
4. 契約者の責任によらず、破損・汚損等により看板の交換が必要となった場合は、弊社の責任および負担により無償で交換します。

#### 第8条（管理サポートオプション）

1. 「管理サポートオプション」とは、基本サービスの契約者が利用できるサービスです。
2. 「管理サポートオプション」は、みまもり物件の維持・管理に関するお困りごとに対し、契約者に弊社と提携する事業者を紹介（弊社が提供するサービスである「郵便局の終活日和」による紹介を含みます。）するサービスです。
3. 弊社は、契約者とお困りごとの内容に応じた事業者（以下「紹介事業者」といいます。）との取引の内容等について、紹介事業者から情報提供を受けます。
4. 弊社は、「管理サポートオプション」の提供に関して、紹介事業者または委託先との間の契約関係の終了および当該事業者または委託先との間の取引条件の変更、その他弊社の都合により、「管理サポートオプション」の内容を変更し、または提供を終了することができます。
5. 契約者は、お困りごとに関する個別のサービスは、紹介事業者または紹介事業者の提携先、協力会社、子会社およびこれらに類するもの（以下、これらを総称して「紹介事業者等」といいます。）が契約者に直接提供するものであることを理解した上で、紹介事業者等と交渉、契約等を行うこととし、自己の責任において直接これを行うものとします。
6. 弊社は、「管理サポートオプション」および紹介事業者等が提供するサービスが、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者に適用のある法令や業界団体の内部規則等に適合することおよび利用者に何らかの不都合が生じないことについて何ら保証いたしません。
7. 契約者は、弊社または紹介事業者等に対して提供する書類・情報について、必ずバックアップ・控えをお取りください。当該書類・情報の削除または消失により、契約者に何らかの損害が生じたとしても、弊社は本規約に別に規定する場合を除き、一切の責任を負いません。
8. 弊社は、紹介事業者等のサービス提供が完了しなかったことおよび期限内に完了しなかったことならびにこれらに関し弊社が行った措置により契約者に生じた損害について、本規約に別に規定する場合を除き、一切の責任を負いません。
9. 弊社は本規約に別に規定する場合を除き、契約者と紹介事業者等との間における契約内容、契約者と紹介事業者等との間で発生したトラブル等について、一切の責任を負いません。
10. 前各項に規定するほか、弊社が、「郵便局の終活日和」により事業者を紹介する場合については、「郵便局の終活日和」利用規約 (<https://www.post.japanpost.jp/life/inheriting/pdf/kiyaku.pdf>) が適用されるものとします。

## 第9条（付帯サービス）

1. 弊社は、基本サービスの付帯サービスとして、基本サービスの提供にあたりみまもり物件を訪問する際に、郵便局社員等の対応できる範囲で以下の各号に定めるサービスを提供します。ただし、弊社は、付帯サービスの提供を約束するものではありません。
  - (1) 郵便局社員等が発見でき、かつ持ち帰ることができる範囲で簡易的なゴミ拾いを行います。
  - (2) あらかじめ契約者が弊社が指定した方法により希望した場合、当該希望内容に基づき指定された箇所の確認等を行います。

## 第10条（本規約および本規約の変更）

1. 本規約および弊社が定めるプライバシーポリシー（以下「本規約等」といいます。）は、弊社と契約者との間の本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）の内容となるものです。
2. 弊社は、本規約等を変更することができます。この場合、弊社は、弊社ウェブサイトにて変更適用日および変更後の内容を公表するものとし、変更適用日後も契約者が本サービスの利用を継続した場合には、本サービスの利用を継続した契約者が本規約等の変更合意したものとみなし、弊社と契約者との間では、本規約等の変更後の内容が本契約の内容となるものとします。

## 第11条（本契約の申込み）

1. 申込者は、本規約等の内容を承認した上で、弊社所定の申込フォームへの必要事項の入力および送信その他弊社が定める手続に従って本契約の申込みを行うものとします。
2. 本契約の申込みがあった場合、弊社は、速やかに、みまもり物件が本サービスの提供可能な状況であることを確認するものとします。
3. 申込者は、本契約の申込みに際して、以下の各号に定める内容に反していないことを確約します。弊社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると認めた場合、申込者に対して理由を通知することなく、本契約の申込みを承諾しないことがあります。また、弊社は、本契約の申込みを承諾した後、契約者が以下のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると認めた場合、当該契約者に対して理由を示すことなく本契約を解除することがあります。
  - (1) 申込フォームに虚偽の入力、誤記、入力漏れがある場合その他本契約の申込みが不適当である場合
  - (2) 自然人である契約者が18歳未満の場合
  - (3) 自然人である契約者が成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかである場合
  - (4) みまもり物件の所在地が弊社による本サービスの提供可能な範囲の地域外である場合
  - (5) 契約者（法人である契約者については、役員、実質的に経営権を有する者または従業員等を含みます。本項において同じとします。）が、本契約に基づく対価の不払いその他本

契約に違反するおそれがあると弊社が判断する場合(過去に弊社により本契約を解除された場合、過去に弊社に対する債務の履行を怠ったことがある場合を含みますが、これらに限りません。)

- (6) 本契約の申込みが不適切または不正な目的に基づく場合
  - (7) 契約者が暴力団員等(第 27 条第 1 項で定義します。)もしくは同条第 1 項各号のいずれかに該当し、同条第 2 項各号に該当する行為を行い、またはそれらのおそれがあると弊社が判断する場合
  - (8) 契約者が法令違反を行い、またはそのおそれがある場合
  - (9) 現況確認の結果、弊社が契約者に対して円滑なサービス提供ができないおそれがあると判断した場合
  - (10) その他契約者との本契約の締結を適当でないと弊社が判断する場合
4. 臨時見回りサービスの申込みについては、弊社が別に定める手続によるものとします。

#### 第12条 (本契約の成立および本サービスの提供)

1. 本契約は、弊社が申込者に対して本契約の申込みに対する承諾を発信した日付で成立するものとします。
2. 弊社は、前条第 2 項および第 3 項に規定する確認がなされていることを条件に、申込者による本契約の申込みに対する承諾を行うものとします。
3. 本契約が成立した場合、弊社は、契約者に対し、本契約成立日を通知します。また、本契約が不成立となった場合、弊社は、申込者に対し、その旨を通知します。
4. 臨時見回りサービスの契約成立については、弊社が別に定める手続によるものとします。

#### 第13条 (対価)

1. 契約者は、弊社に対し、本サービスの利用の対価として、本サービスの利用料(以下「利用料」といいます。)を支払うものとします。
2. 利用料は、本サービス提供開始日を含む月から発生するものとし、別紙 1 の各サービスの「利用料」の項目に定めるとおりとします。  
なお、本契約が月の途中で終了した場合でも、利用料について日割り計算による返金・精算等を行わないものとします。
3. 弊社は、弊社の別途指定する場合を除き、利用料を提供月の翌月 15 日にあらかじめ契約者が登録したクレジットカードから決済処理します(ただし、決済処理日が行政機関の休日に関する法律に定める休日に当たる場合はその翌日)。  
なお、決済処理ができなかった利用料がある場合は、当月に決済処理をする利用料と合算の上、決済処理いたします。
4. 弊社は、原則として、契約者に対し、利用料に関する請求書および領収書を発行しません。ただし、契約者が、利用料に関する請求書または領収書の発行を請求し、弊社がこれを認めた場合はこの限りではありません。この場合において、契約者は、弊社に対し、弊社の別途定める時期および方法により、弊社所定の金額の発行手数料を支払うものとします。



#### 第14条（本規約等の遵守等）

契約者は、本サービスの利用に際して、本規約等を遵守し、法令違反行為を行わず、また、不適切または不正な目的に基づき本サービスを利用しないものとします。

#### 第15条（有効期間）

本契約の有効期間は、第12条第3項で通知する本契約の成立日から本サービス提供開始日を含む月の末日までとします。ただし、弊社または契約者が前月の末日までに弊社所定の手続により本契約の解約を申し出ない限り、本契約はさらに同一の条件で1か月間延長されるものとし、その後も同様とします。

#### 第16条（休止・再開）

1. 契約者は、弊社が定める手続に従って本サービスを休止することができます。

なお、基本サービスを休止した場合、当該休止期間中は、オプションサービスも休止となります。

本サービスの休止は、本項の手続が完了した日の属する月の翌月以降生じます。契約者が本サービスを休止している間、契約者は、弊社に対し、利用料を支払うことを要しません。

2. 前項の手続が完了した場合、契約者は、弊社の別途定める手続に従って、前項の手続が完了した日の属する月における本サービスの利用を停止することができます。本項に定める利用停止手続が完了した場合、弊社は、その翌日以降、本サービスの休止前であっても、契約者に対し、本サービスを提供しません。この場合において、契約者は、弊社に対し、本項の手続が完了した日が属する月の利用料を支払う義務を免れないものとします。

なお、契約者は、同月における本サービスの利用停止を撤回して同月における本サービスの提供を再度要請することはできないものとし、かかる撤回や要請があった場合でも、弊社は、同月における本サービスの提供を行う義務を負いません。

3. 本サービスの利用を休止している契約者は、弊社が定める手続に従って本サービスの利用を再開することができます。本サービスの再開は、本項に定める手続が完了した日の属する月の翌月以降生じます。

#### 第17条（解約）

1. 契約者が本サービスの終了を希望した場合、契約者は、弊社が定める手続により、本契約を解約することができます。解約の効力は、解約手続が完了した日が属する月の末日をもって生じるものとし、解約手続が完了した日が属する月の末日まで本サービスを利用することができます。

なお、基本サービスを解約した場合は、オプションサービスも同時に解約となります。

2. 前項の手続が完了した場合、契約者は、弊社が定める手続に従って、前項の手続が完了した日の属する月における本サービスの利用を停止することができます。本項に定める利用停止手続が完了した場合、弊社は、その翌日以降、本契約の解約前であっても、契約者に対し、本

サービスを提供しません。この場合も、契約者は、弊社に対し、前項の手続が完了した日が属する月の利用料を支払う義務を免れないものとします。

なお、契約者は、同月における本サービスの利用停止を撤回して同月における本サービスの提供を再度要請することはできないものとし、かかる撤回や要請があった場合でも、弊社は、同月における本サービスの提供を行う義務を負いません。

## 第18条（解除）

1. 弊社は、契約者が以下のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると弊社が判断した場合、何らの事前催告を要せずに、契約者に対して通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本規約第 11 条第 3 項各号に定める事項に反していた場合
  - (2) 契約者が存しないこととなった場合または本サービスの申込み時点において有効性の確認ができていた契約者のメールアドレスが存しないこととなった場合において、発覚してから 30 日以内に、この状態が解消されない場合利用料が支払期日を経過しても支払われない場合
  - (3) 本サービスの休止期間が連続して 12 か月以上の場合
  - (4) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合または租税滞納処分を受けた場合
  - (5) 手形・小切手の不渡処分を受けた場合
  - (6) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続その他の倒産手続もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合その他契約者の信用状態が悪化し、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
  - (7) 本規約等に違反した場合
  - (8) 本サービスが不適切な態様で利用された場合（本サービスが不適切または不正な目的で利用されたと弊社が認める場合を含みます。）
  - (9) 法人である契約者について、事業の全部または一部を第三者に譲渡した場合、合併、会社分割、株式交換、株式移転、組織変更を行った場合、株主や代表取締役等の変更等により、支配権または経営主体に異動が生じた場合
  - (10) 法人である契約者について、営業を廃止した場合または解散した場合
  - (11) その他、弊社が、契約者に対して本サービスを提供することが不相当であると判断する場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、弊社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。

## 第19条（知的財産権）

1. 本サービスに含まれる各種コンテンツ・情報・文書・広告・商標・ロゴ・サービスマーク、画像、動画、弊社または第三者が作成または送信する電子メール等の情報等、本サービスを提供する

ために利用するコンピュータ・システムその他の本サービスに関する著作権、商標権その他の知的財産権、所有権その他一切の権利は、全て弊社もしくは弊社が定める者または弊社に対して使用許諾している第三者に帰属するものとします。契約者は、これら一切につき、著作権法その他法令で認められている場合を除き、無断で使用、複製、編集、翻案、改変、翻訳、掲載、転載、配布、公開、公衆送信、提供、その他あらゆる利用および使用を行ってはならないものとします。また、契約者は、これら一切につき、譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し、貸与し、または承継させてはならないものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用によって、前項に定める権利につき何らの権利の付与も受けるものではありません。
3. 契約者は、第1項に定める権利を侵害するおそれのある行為を行わないものとします。

#### 第20条（本サービスの停止等）

1. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止または中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスの提供に必要な郵便局社員等の手配が困難な場合（一時的な場合を含みます。）
  - (2) 本サービスの提供に係る設備、コンピュータ・システム、通信回線等の点検・保守作業、仕様変更作業を行う場合
  - (3) 本サービスの提供に係る設備、コンピュータ・システム、通信回線等が停止した場合
  - (4) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスが一時的にでも運営できなくなった場合
  - (5) その他弊社が停止または中断を必要と判断した場合
2. 弊社は、前項に基づき弊社が行った措置により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第21条（本サービス提供の終了）

1. 弊社は、本サービスの提供に関して業務提携または委託している他の事業者との間の契約関係の終了、当該他の事業者の弊社に対するサービスの提供の中断、停止および当該他の事業者との間の取引条件の変更その他弊社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。弊社が本サービスの提供を終了する場合、弊社は不可抗力による場合を除き、30日前までに、弊社ウェブサイト公表するとともに、契約者に通知するものとします。
2. 弊社は、前項に基づき弊社が行った措置により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第22条（保証の否認）

弊社は、本サービスに関して、明示であると黙示であるとを問わず、次の各号の保証を含め、事実上および法律上の保証は、一切いたしません。

- (1) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他全ての情報に関して、商品性、特定目的適合性、正確性、完全性、最新性、信頼性、安全性、有用性、合法性および道徳性があること、ならびに瑕疵がないこと、不具合が生じないこと、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他全ての情報に関して、契約者の希望または期待を満たすものであること。
- (3) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他全ての情報に関して、コンピュータウイルス等の有害なものが含まれていないこと。
- (4) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他全ての情報に関して、その存続および同一性が維持されること。

### 第23条（免責）

1. 本サービスまたは本契約に関連して契約者に発生した損害については、請求原因の如何を問わず（債務不履行、契約不適合、不法行為を含みますがこれらに限られません。）、それが弊社の故意または重過失により生じたものでない限り、弊社は一切の責任を負いません。
2. 前項にかかわらず、それぞれの契約者との間で本契約が消費者契約（消費者契約法第2条第3項に定めるものをいいます。）である場合、弊社は、当該契約者に発生した前項の損害について過失が認められるときは、当該契約者に発生した損害を賠償する責任を負います。
3. 弊社は、前項により同項に規定する契約者に対し第1項の損害について責任が認められる場合（弊社に故意または重過失がある場合を除きます。）でも、当該契約者に現実に発生した通常の損害に関してのみ責任を負い、特別の事情から生じた損害（弊社の予見可能性の有無を問いません。）、結果損害、間接損害、および当該契約者の逸失利益については、一切責任を負いません。また、弊社は、前項により当該契約者に対し第1項の損害について責任が認められる場合（弊社に故意または重過失がある場合を除きます。）でも、理由の如何を問わず、弊社の損害賠償責任は、弊社の責任が生じた時点を基準として、直近1年間に契約者が弊社に対して現に支払った利用料の合計額を限度とします。

### 第24条（秘密保持）

契約者は、本サービスに関連して弊社が契約者に対して開示した非公知の情報について、弊社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

### 第25条（個人情報の保護等）

1. 弊社は、本契約に関連して弊社が取得した契約者の個人情報（法人である契約者の役員、従業員等の個人情報を含みます。以下同じとします。）を、別紙2<<日本郵便株式会社および日本郵便株式会社の業務委託元会社における個人情報利用目的>>の「日本郵便株式会社の個人情報利用目的」のうち（日本郵便株式会社の独自業務に関するもの）記載の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

2. 弊社は、本契約に関連して弊社が取得した契約者の個人情報、弊社のプライバシーポリシーその他の関係規程に基づき、厳正に取り扱うものとします。
3. 弊社は、弊社のプライバシーポリシーを弊社ウェブサイト上での公表等弊社が適切と認める方法で周知するものとします。

#### 第26条（届出事項の変更）

1. 契約者は、弊社に提供した情報の全部または一部について、誤り、不足、追加、変更があった場合は、弊社が定める方法により、遅滞なく訂正、追加、変更を行うものとします。
2. 契約者が前項の訂正、追加、変更を怠った場合、弊社は、本サービスの提供を停止することができるものとします。
3. 弊社は、第1項の訂正、追加、変更がなされるまでは、既に弊社に提供されている情報に基づいた取扱いをすれば足りるものとし、かかる取扱いにより契約者に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。契約者が第1項の訂正、追加、変更を怠った場合において弊社が契約者に対して発した通知が不到達となった場合には、既に弊社に提供されている情報に基づき通知を発した後、当該通知が到達するに必要な合理的期間が経過した時点において、当該通知が契約者に到達したものとみなされます。

#### 第27条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者（法人である契約者については、役員、実質的に経営権を有する者または従業員等を含みます。以下本条において同じとします。）は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称します。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 弊社は、契約者が前二項のいずれかに違反した場合は何らの通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  4. 弊社は、前項の規定に基づく解除により契約者に生じた損害について、一切の義務および責任を負わないものとします。また、弊社は、契約者に対し、かかる解除により弊社が被った一切の損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第28条（契約上の地位の譲渡等）

1. 契約者は、本契約上の地位およびこれに基づく一切の権利義務を、第三者に譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し、貸与し、または承継させてはならないものとします。
2. 弊社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡または承継した場合、当該譲渡または承継に伴い、本契約上の弊社の地位およびこれに基づく一切の権利義務を第三者に譲渡または承継させることができるものとします。契約者は、かかる譲渡または承継について、本項においてあらかじめ異議なく同意するものとします。

#### 第29条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約に関する準拠法は、日本国の法令とします。
2. 弊社および契約者は、本サービスまたは本契約に起因または関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審または調停の専属管轄裁判所とすることを合意するものとします。

#### 第30条（本規約の範囲）

弊社が本サービスに関して定める一切の規約、運用規程、通知等は、本規約と一体のものとして、契約者はこれを遵守する義務を負うものとします。

以上

#### 附 則

本規約は、2024年9月27日から実施します。

別紙1

郵便局の空き家ままりの概要

<p>＜基本サービス＞郵便局の空き家まもり</p>	
サービス開始月	<p>弊社が通知した月</p>
サービスの提供頻度	<p>毎月 1 回</p> <p>※ 訪問日時は弊社で決定し、契約者は指定できません。</p>
確認場所	<p>弊社に届け出られているみまもり物件の所在地</p>
訪問者	<p>郵便局社員等(以下、オプションサービスについても同様とします。)</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問者が確認できる範囲内でみまもり物件の状況を確認し、その確認結果を報告します。</li> <li>・ 確認項目は、以下の 7 項目から構成されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅外観の状況</li> <li>②玄関の施錠</li> <li>③玄関周辺の状況</li> <li>④庭木・雑草の状況</li> <li>⑤隣家への越境物の有無</li> <li>⑥不法投棄の有無</li> <li>⑦郵便受箱への投函物の有無</li> </ul> </li> <li>・ みまもり物件の確認結果のほか、訪問者が契約者にお伝えすべきと考える事項等を記載してお伝えする場合があります。</li> <li>・ みまもり物件の写真を撮影し、送付します。(最大 5 枚)</li> <li>・ 付帯サービスとして、みまもり物件を訪問する際に、訪問者の対応できる範囲で以下のサービスを提供します。ただし、付帯サービスの提供を約束するものではありません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 訪問者が発見でき、かつ持ち帰ることができる範囲で簡易的なゴミ拾いを行います。</li> <li>(2) あらかじめ契約者が弊社が指定した方法により希望した場合、当該希望内容に基づき指定された箇所の確認等を行います。</li> </ul> </li> </ul>
報告手段	<p>電子メールにより以下のドメインから報告事項を PDF ファイルで送付します。</p> <p>(***@jp-post.jp、***@mimamori.post.japanpost.jp、***@salesforce.com)</p> <p>また、以下のドメインからお手続に関するメールを送信しますので、受信可能となるよう設定をお願いします。(***@samuraipay.jp、***@densan-s.co.jp)</p>
利用料	<p>4,280 円/月(税込)</p> <p>※ 利用料は、サービス提供月の翌月 15 日に契約者が登録したクレジットカードから決済処理します(ただし、決済処理日が行政機関の休日に関する法律に定める休日に当たる場合はその翌日)。</p>

＜オプションサービス＞臨時見回りサービス	
利用条件	基本サービスの契約者
サービスの提供頻度	<p>契約者から要請を受けた翌営業日から起算して、原則、3 営業日以内(営業日とは、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日以外の日をいいます。)</p> <p>※ ただし、天災地変等のやむを得ない理由により、臨時見回りサービスの提供が困難な場合は当該サービスの提供をお断りする場合があります。</p>
確認場所	弊社に届け出られているみまもり物件の所在地
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問者が確認できる範囲内でみまもり物件の状況を確認し、その確認結果を報告します。</li> <li>・ 確認項目は、下記の7項目(オプションサービスの通風・通水サービスを契約している場合は、8項目)から構成されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅外観の状況</li> <li>②玄関の施錠</li> <li>③玄関周辺の状況</li> <li>④庭木・雑草の状況</li> <li>⑤隣家への越境物の有無</li> <li>⑥不法投棄の有無</li> <li>⑦郵便受箱への投函物の有無</li> <li>⑧家屋内の状況(オプションサービスの通風・通水サービスを契約している場合に限りです。)</li> </ul> </li> <li>・ みまもり物件の確認結果以外に、訪問者が契約者にお伝えすべきと考える事項等を記載してお伝える場合があります。</li> <li>・ みまもり物件の写真を撮影し、送付します。(最大 5 枚)</li> </ul>
利用料	<p>3,000 円/回(税込)</p> <p>※ 利用料は、サービス提供月(訪問者がみまもり物件の状況を確認した日の属する月)の翌月 15 日に契約者が登録したクレジットカードから決済処理します(ただし、決済処理日が行政機関の休日に関する法律に定める休日に当たる場合はその翌日)。</p>



＜オプションサービス＞:通風・通水サービス	
利用条件	<p>基本サービスの契約者のうち、通風・通水サービスを申し込み、契約が成立した者</p> <p>※ 通風・通水サービスを利用する場合は、利用申込時にみまもり物件の鍵を簡易書留にて弊社に送付いただく必要があります。お預かりしたみまもり物件の鍵は、弊社所定の方法で管理します。</p> <p>※ みまもり物件の鍵を弊社に送付する際の郵便料金は申込者の負担となります。</p> <p>※ 申込後、原則、申込者立会いの上、現況確認を行います。申込者の事情により立会いが困難な場合は、現況確認を実施する郵便局と電話で実施します。なお、申込者が現況確認を行うために要する交通費、宿泊費その他の費用は申込者の負担となります。</p> <p>※ みまもり物件の家屋内外の状況等を踏まえ、弊社の判断で通風・通水サービスの提供をお断りする場合があります。</p> <p>※ 申込者は郵便受箱の投函物の家屋内への移動を希望する場合、自身が以下の各号に定める対応を行うことに同意し、対応するものとします。</p> <p>(1) 郵便受箱自体に鍵があり、投函物の取出しに当該鍵が必要な場合は、事前に申込者は当該鍵を解錠した状態にしておくこと。なお、申込者が鍵の解錠を行うために要する費用は申込者の負担となること。</p> <p>(2) 前号に規定する解錠により発生した投函物の盗取・紛失等の損害については、弊社は本規約に別に規定する場合を除き、一切の責任を負わないこと。</p>
サービスの提供頻度	基本サービスの提供時(みまもり物件の訪問時)
確認場所	弊社に届け出られているみまもり物件の所在地
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本サービスの提供時に事前にお預かりしているみまもり物件の鍵を使用して、家屋内の窓を開け、20分程度を目安に通風を行います。また、併せて、水道等の蛇口を開けて、1箇所3分程度を目安に通水を行います。</li> <li>・ 併せて、郵便受箱に入っている投函物を取り出し、家屋内の所定の場所に移動します。</li> <li>※ 通風のために開閉する窓や通水する水道の箇所は、現況確認の際に申込者と相談の上、決定します。ただし、全てのご要望にお応えできない場合があります。</li> <li>※ 通水サービスは水道の元栓が閉まっている場合は行いません。また、通水後の水抜きは行いません。</li> <li>※ 通水の場所は、原則、台所、洗面所、浴室、トイレです。通水サービスにおいて発生する、水道料金につきましては契約者のご負担となります。</li> <li>※ 通風サービスの実施は家屋内の壊れていない窓とします。</li> <li>※ サービスの提供にあたって、窓、蛇口等の設備が破損した場合は、報告書等により報告します。なお、水漏れの発生や施錠ができなくなった場合等、緊急で対応を要すると弊社が判断する事態が発生した場合は、電話等により連絡を行います。ただし、弊社には契約者と連絡が取れるまで連絡を繰り返す義務および当該事態に対応する義務はなく、またこれにより契約者に生じた損害については、弊社は本規約に別に規定する場合を除き、一切の責任を負いません。</li> </ul>

	<p>※ 郵便受箱内の投函物の移動先は、現況確認の際に申込者と相談の上、決定します。</p> <p>※ 以下の投函物の場合は回収することはできません。</p> <p>(1) 動植物(生死を問いません。)</p> <p>(2) 飲食物その他変質または腐敗しやすい物</p> <p>(3) 汚物</p> <p>(4) 火薬類や爆発物等の郵便法による郵送禁止品</p> <p>(5) その他法令により禁止されている物</p> <p>(6) 弊社において不相当と認めたもの</p>
<p>利用料</p>	<p>5,000 円/サービス提供月(税込)</p> <p>※ 利用料は、サービス提供月の翌月 15 日に契約者が登録したクレジットカードから決済処理します(ただし、決済処理日が行政機関の休日に関する法律に定める休日に当たる場合はその翌日)。</p> <p>※ 契約者の意向により、通風サービスまたは通水サービスのいずれかを実施しない場合であっても、利用料の減額はありませぬ。</p> <p>※ 契約者の意向により、郵便受箱投函物の移動を実施しない場合にあつても、利用料の減額はありませぬ。</p>

＜オプションサービス＞郵便受箱投函物送付サービス	
利用条件	<p>基本サービスの契約者のうち、郵便受箱投函物送付サービスを申し込み、契約が成立した者</p> <p>※ 申込者は自身が以下の各号に定める対応を行うことに同意し、対応するものとします。</p> <p>(1) 郵便受箱に鍵があり、投函物の回収に当該鍵が必要な場合、事前に申込者において解錠すること。当該鍵の解錠を行うために要する費用は申込者の負担となること。</p> <p>(2) 事前に申込者から郵便局その他申込者が把握するみまもり物件宛てに配達を行う可能性がある者に対して、みまもり物件に居住者がいない旨の申出を行い、郵便その他の投函物の配達が行われないように手続を行うこと。</p> <p>(3) 弊社から送付した投函物に申込者以外の者を宛先とする投函物があった場合は、申込者自身で当該申込者以外の者に責任をもって送付・交付を行うこと。また、必要に応じて投函した事業者宛に宛所不在で受け取れない旨を伝えること。</p> <p>(4) 申込者以外の者を宛先とする投函物を、弊社が申込者に送付することおよび申込者の裁量で当該投函物を開封・処分等してもかまわないことにつき、当該申込者以外の者全員から同意を取ること。</p>
サービスの提供頻度	基本サービスの提供時(みまもり物件の訪問時)
確認場所	弊社に届け出られているみまもり物件の郵便受箱
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本サービスの提供時に郵便受箱に入っている投函物を回収し、契約者の住所に送付します。</li> <li>・ 回収日を記載した書面を同封の上、回収した投函物を封筒に入れて、訪問者が所属する郵便局から特定記録郵便で送付します。</li> </ul> <p>※ 以下の投函物の場合は送付することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 動植物(生死を問いません。)</li> <li>(2) 飲食物その他変質または腐敗しやすい物</li> <li>(3) 汚物</li> <li>(4) 火薬類や爆発物等の郵便法による郵送禁止品</li> <li>(5) その他法令により禁止されている物</li> <li>(6) 弊社において不相当と認めたもの</li> </ul>
利用料	<p>800 円/月(税込)</p> <p>※ 利用料は、サービス提供月の翌月 15 日に契約者が登録したクレジットカードから決済処理します(ただし、決済処理日が行政機関の休日に関する法律に定める休日に当たる場合はその翌日)。</p>

＜オプションサービス＞巡回看板設置サービス	
利用条件	基本サービスの契約者のうち、巡回看板設置サービスを申し込み、契約が成立した者
サービスの提供頻度	契約成立後、基本サービスの初回訪問時
確認場所	弊社に届け出られているみまもり物件の所在地
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ みまもり物件に弊社所定の看板を設置します。</li> <li>※ 看板は、みまもり物件の門扉、玄関ドア、その他状況に応じて弊社が適切と判断した場所に設置します。</li> <li>※ 看板の所有権は弊社に帰属するものとし、サービスの終了後は弊社にて回収等を行うものとします。</li> </ul>
利用料	<p>1,680 円(税込)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 利用料は、サービス提供月の翌月 15 日に契約者が登録したクレジットカードから決済処理します(ただし、決済処理日が行政機関の休日に関する法律に定める休日に当たる場合はその翌日)。</li> </ul>

## 別紙2

### <日本郵便株式会社および日本郵便株式会社の業務委託元会社における個人情報利用目的>

弊社では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、お客さまのお名前やご住所などの個人情報を以下の利用目的の範囲内で利用いたします。

#### 日本郵便株式会社の個人情報利用目的

##### (日本郵便株式会社の受託業務に関するもの)

- ・ 委託元会社から委託された業務の適切な遂行や提携会社等の商品、サービスの各種ご提案のため

##### (日本郵便株式会社の独自業務に関するもの)

- ・ 当社が取り扱う商品、サービスの販売等に係るお客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・ 市場調査、データ分析やアンケートの実施等のため
- ・ ダイレクトメールの発送等、商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ・ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、当社は、株式会社ゆうちょ銀行から銀行代理業務及び金融商品仲介業務を、株式会社かんぽ生命保険、取扱生命保険会社及び取扱損害保険会社から保険販売代理業務を受託していますが、お客さまのご同意がない限り、お客さまから取得した個人情報(非公開情報)は、受託業務相互間ならびに受託業務と独自業務相互間において使用いたしません。

また、当社が知り得たお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報などの特別な非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

- \* 取扱生命保険会社名及び取扱損害保険会社名は、最寄の郵便局にお尋ねください。なお、当社のホームページでもご覧いただけます。
- \* 当社の「個人情報保護方針」・「個人情報のお取扱い」につきましては、店頭及び当社のホームページに掲載しています。

#### 銀行代理業務及び金融商品仲介業務の委託元である株式会社ゆうちょ銀行の個人情報利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品・サービスのお申し込みの受け付けのため
- 郵便局(銀行代理業者)においてゆうちょ銀行の各種金融商品・サービスを取り扱うため、必要な範囲で日本郵便株式会社にお客さまの情報を提供するため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律、所得税法および預金保険法に基づく取引時の確認等や、金融商品・サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 貯金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品・サービスの提供に係る妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査並びにデータ分析、アンケートの実施等による金融商品・サービスの研究および開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品・サービスに関する各種ご提案のため

- 提携会社等の商品・サービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

<b>保険販売代理業務の委託元である株式会社かんぽ生命保険の個人情報利用目的</b>
--

- 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
  - 関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - その他保険に関連・付随する業務
- \* 簡易生命保険契約についての独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構<sup>(注)</sup>の個人情報の利用目的は、次のとおりです。
- ・ 簡易生命保険契約の復活申込み等、簡易生命保険の商品やサービスの申込受付のため
  - ・ 簡易生命保険契約の継続・維持管理、保険金・年金等のお支払いのため
  - ・ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認などの簡易生命保険に関連・付随する業務のため
  - ・ 簡易生命保険の業務に関する情報提供・運営管理のため
  - ・ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - ・ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(注) 平成19年10月1日に簡易生命保険契約に関する権利、義務を承継するために設立された独立行政法人です。

# プライバシーポリシー

日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で個人情報の適切な保護と取扱いが重要なテーマであると認識し、個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）を定め、これを実行いたします。

## 1 法令等の遵守

当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に関する諸法令、国が定める指針および本プライバシーポリシーで定めた事項（以下「法令等」といいます。）を遵守いたします。

## 2 個人情報の利用目的

当社は、個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いはいたしません。

また、当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用いたしません。

個人情報の利用目的が法令等に基づき制限されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

なお、個人番号については、法令に定める利用目的の範囲内で取り扱います。

当社における個人情報の利用目的については、以下のとおりです。

### 【郵便局窓口事業の利用目的】

（当社の受託業務に関するもの）

当社は、株式会社ゆうちょ銀行から銀行代理業務および金融商品仲介業務を、株式会社かんぽ生命保険、取扱生命保険会社および取扱損害保険会社から保険販売代理業務を受託しております。受託業務における個人情報について、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

なお、当社ホームページに、主な委託元会社を掲載しております。

- ・ 委託元会社から委託された業務に係るお客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・ 提携会社等の商品、サービスの各種ご提案のため
- ・ 委託元会社から委託された業務に係る Web の閲覧履歴や購買情報等の情報を分析して、お客さまの趣味・嗜好の予測処理等を行うため
- ・ その他、委託元会社から委託された業務の適切な遂行のため

### (当社の独自業務に関するもの)

当社は、郵便・物流事業に関する窓口業務、物販業務、不動産業務、みまもりサービス、その他の独自業務における個人情報について、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

- ・ 当社が取り扱う商品、サービスの販売等に係るお客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や 義務の履行のため
- ・ 企業ガバナンス向上・業務効率化等を目的とするデータ分析のため
- ・ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・ 市場調査、データ分析およびアンケートの実施等のため
- ・ ダイレクトメールの発送等、商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ・ Web の閲覧履歴や購買情報等の情報を分析して、お客さまの趣味・嗜好の予測処理等を行うため
- ・ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

### 【郵便・物流事業の利用目的】

当社は、郵便サービスの提供、印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書の発行、国内・国際物流業務、ロジスティクスサービス等における個人情報について、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

- ・ 当社が取り扱う商品、サービスの販売等に係るお客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・ 企業ガバナンス向上・業務効率化等を目的とするデータ分析のため
- ・ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・ 市場調査、データ分析およびアンケートの実施等のため
- ・ ダイレクトメールの発送等、商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ・ Web の閲覧履歴や購買情報等の情報を分析して、お客さまの趣味・嗜好の予測処理等を行うため
- ・ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

## 3 仮名加工情報のお取扱いについて

当社が個人情報である仮名加工情報を取得した場合において、あらかじめ公表されていない利用目的に利用するときは、その利用目的を公表いたします。

また、当社が利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報である仮名加工情報を取り扱うときは、あらかじめ利用目的を変更し、変更後の利用目的を公表いたします。

## 4 個人情報の取得

当社は、前二項で特定した利用目的の達成のために必要な範囲において、適正かつ適法な手段により個人情報を取得いたします。

## 5 個人情報の安全管理措置

当社は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止するため、適切な安全管理措置を講じるとともに、個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めます。



具体的には、以下のとおり、保有個人データの安全管理措置を講じております。

(基本方針の策定)

- ・ 保有個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しております。

(組織的安全管理措置)

- ・ 保有個人データの取扱いに関する責任者を設置し、法や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しております。
- ・ 保有個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による検査を実施しております。

(人的安全管理措置)

- ・ 保有個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しております。
- ・ 保有個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に記載した上、定期的に周知・教育しております。

(物理的安全管理措置)

- ・ 保有個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しております。
- ・ 保有個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しております。

(技術的安全管理措置)

- ・ アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しております。
- ・ 保有個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しております。

(外的環境の把握)

- ・ 保有個人データを取り扱っている外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しております。

なお、保有個人データを取り扱っている外国の名称一覧を、当社ホームページに掲載しております。

(従業員の監督)

- ・ 保有個人データを取り扱う従業員に対し、秘密保持に関する事項を就業規則等に記載した上、定期的に周知・教育を施すほか、個人データの取扱状況に関する点検を実施する等、安全管理措置が遵守されるよう、必要かつ適切な監督を行っております。

(委託先の監督)

- ・ 保有個人データの取扱いの全部または一部を外部に委託する場合は、委託先に対し、当社が講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう契約を締結し、定期的なモニタリングを行う等、適切な監督を行っております。

(配達情報の取扱い)

- ・ 当社は、郵便物の配達のために用いられる保有個人データに関して、特に厳正な注意を払い、安全管理措置を講じております。

## 6 個人情報の第三者への提供

当社は、法で定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に対して提供いたしません。

また当社は、お客さまの個人情報を共同利用させていただく場合には、法令で定める必要事項をあらかじめご通知、または公表させていただいた上で実施いたします。

なお、特定個人情報については、上記にかかわらず、法で定める場合を除き、第三者への提供および共同利用を行いません。

## 7 開示請求等の手続

当社は、法令等で定める保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正若しくは利用停止等のご請求または第三者提供記録の開示のご請求について、適切かつ迅速な対応を行うよう努めます。

## 8 お問い合わせ窓口

当社は、前項のお客さまの保有個人データ等に関するご請求およびその他の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望等について、下記窓口にて承ります。

【お客様サービス相談センター：電話番号0120-92-96-07】

受付時間 平日9時00分～17時00分

## 9 継続的改善

当社は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて、個人情報保護のための管理体制および取組について、継続的に見直し、その改善に努めます。